

食べ物の差し入れについて

(お願い)

6月1日から「広島県夏の食中毒予防期間」に入り、食中毒が発生しやすい季節になっています。利用者様の体調管理、食中毒や感染症防止のために食べ物の差し入れについて、以下の点のご協力をお願いします。**※面会中の飲食は禁止です。**

(1) 差し入れの制限の対象となる食品

- ◆刺身、お寿司等の生もの
- ◆自宅で調理した食品
(お弁当・おにぎり・惣菜・漬物・ジュース等)
- ◆果物等
- ◆賞味期限が明記されていないもの、すでに開封してあるもの



(2) その他の留意事項

- ◆原則、施設でのお預かりは出来ません。ご本人が自身で管理できる物を、適量でお願いします。
- ◆食品の差し入れの際は、必ず職員にお知らせください。

※食事量の低下等により、職員から差し入れの依頼があった場合はこの限りではございません。

※飲み込む機能や認知機能低下、病状等によって職員が適切ではないと判断した場合は差し入れが許可出来ません。

ご不明な点がございましたら、職員へお問い合わせ下さい。



よろしくお祈ります

令和6年7月 はまな荘 施設長